

# 令和元年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和元年7月9日（火）

午前10時 開 議

## 【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |  
日程第1 会議録署名委員の指名

## 【承認第1号・議案第27号～第31号・認定第1号～第2号審査】

日程第2 承認第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関  
し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第27号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・ 3

日程第4 議案第28号 葛巻町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 11

日程第5 議案第29号 葛巻町立社会体育館条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13

日程第6 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 13

日程第7 議案第31号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 14

日程第8 認定第1号 平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定に  
ついて・・ 14

日程第9 認定第2号 平成30年度葛巻町水道事業会計決算の認定について・・・・・・・・ 18

## 【意見書の提出について】

日程第10 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 【発委第2号】

追加日程第1 発委第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出につい  
て・・ 25

令和元年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

|  |                               |       |           |       |
|--|-------------------------------|-------|-----------|-------|
| 7月定例会議<br>議事日程告示年月日                                  | 令和元年6月27日（木）                  |       |           |       |
| 定例会議再開年月日  | 令和元年7月5日（金）                   |       |           |       |
| 会議の場所  | 葛巻町役場                         |       |           |       |
| 会議年月日  | 令和元年7月9日（火） 開議10時00分 閉会11時41分 |       |           |       |
| 委員出席状況<br><br>（凡例）<br><br>○ 出席<br>△ 欠席<br>遅早<br>席席刻退 | 委員氏名                          | 出席の有無 | 委員氏名      | 出席の有無 |
|  |                               |       | 姉帯春治      | ○     |
|  | 山崎邦廣                          | ○     | 山岸はる美     | ○     |
|  | 大平守                           | ○     | 辰柳敬一      | ○     |
|  | 柴田勇雄                          | ○     | 高宮一明      | ○     |
|  | 鈴木満                           | ○     | 中崎和久      | —     |
| 会議録署名委員  | 大平守                           |       | 姉帯春治      |       |
| 会議の書記  | 議会事務局長                        | 触沢 誉  | 議会事務局総務係長 | 村木晋介  |

|  |         |      |              |       |
|--|---------|------|--------------|-------|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>のため出席<br>した者の職<br>・氏名 | 役職名     | 氏名   | 役職名          | 氏名    |
|  | 町長      |      | 農林環境エネルギー課長  | 松浦利明  |
|  | 副町長     | 觸澤義美 | 建設水道課長       | 中山優彦  |
|  | 教育長     | 吉田信一 | 教育委員会事務局教育次長 | 石角則行  |
|  | 農業委員会会長 |      | 病院事務局長       | 大久保栄作 |
|  | 代表監査委員  |      | 農業委員会事務局長    | 和野康弘  |
|  | 総務企画課長  | 山下弘司 | 総務企画課室長      | 大川原洋一 |
|  | 政策秘書課長  | 服部隆行 | 政策秘書課室長      | 波紫徳彰  |
|  | 住民会計課長  | 千葉隆則 | 総務企画課財政係長    | 近藤桂太  |
|  | 健康福祉課長  | 檜木幸夫 |              |       |

( 開会時刻 10時00分 )

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、大平守委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回、町税条例の、この一部改正する条例の様式なわけですが、いわゆる改め文方式で、このように提案なさっているわけですが、従来、新旧対照表でやっていることはご承知のとおりなわけですが、今回の様式が新旧対照表でできなかった部分なのかどうなのか、どのように検討されて改め文方式で、このような提案になったのか、お伺いをいたしたいと思います。まず、それから、お願いします。

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

総務企画課長。

総務企画課長 ( 山下弘司君 )

お答えいたします。

町税条例の改正につきましては、一昨年から改め文方式で改正する形で進めることで承認いただいていることですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

柴田委員。

柴田勇雄委員

そのように決まったわけでもなくて、新旧対照表方式の方がこれまでも見やすいとい

うようなことでやっていたわけですが、どうしても新旧対照表でできない条例があるわけです。そういったような部分については、こういったような改め方式でやるというふうに私は理解をしておりました。町税条例でも、簡単な部分もありますでしょうし、それから、難しい部分もあるでしょうし、新旧対照表で表せない部分については、私は、いわゆる改め文方式とか、あるいは溶け込み方式とか、そういうふうな方式になるのかなと思っておりました。議案資料のその2が配布になっているわけですが、そういったような意味では、こういったような形での提案の仕方になれば非常に見やすくなるのかなど、このように思っております。

それから、また、併せてですね、議案資料のその1、1ページをご覧になれば分かるでしょうけども、今回の条例が1条から5条まで構成された改正文なわけです。この1条、2条、3条、4条、5条、これについては異論のないところですが、この条例改正の背景など、個人の住民税、何条に、これが関連するものか、関係条文は記載になっていないわけですね。例えば、個人の住民税で、1番の住宅借入金等の特別控除、住宅ローンの控除の拡充、これは果たして、こちらの方で説明いただいても、本文の条例の方では何条に記載になっているのか理解しにくい部分があるわけです。こういったようなところを審議する側、それから、提案する側でも分かりやすいような形での提案をしていただければ分かりやすいなど、このように思うのですが、例えば、①の住宅ローンの控除の拡充は第何条で改正になっているのかですね、お示しいただかなければ本来の意味での、こういったような改正条文が生きてこないわけですね。そういったような部分は、どのような形での提案なのか、お伺いをいたしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

#### 住民会計課長（千葉隆則君）

お答えいたします。

この資料作成につきましては、ただいまのご意見をもとに関係条文等の記載も含めて整備、整理させていただきたいと思っております。

ただいまのご質問で、それぞれの条文、関係条文はどれかということですが、まず、1番の個人住民税の①住宅借入金等特別税額控除の拡充につきましては町税条例の附則第7条の3の2、②のふるさと納税制度の見直しにつきましては第35条の7及び附則の第7条の4、③の子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置は第27条、続きまして、軽自動車税の見直しの①経年車両に対する重課税率及び②のグリーン化特例措置でございますが、これは附則の第16条、それから、③の環境性能割の臨時的特例につきましては附則第15条の2の2及び附則第15条の6、続きまして、国民健康保険税の見直しの①の基礎課税額の改正につきましては第127条、②の軽減対象所得基準額の改正につきましては第148条の関係の一部改正となります。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今のような表記でお知らせをしていただければ、審議もしやすいというふうなことでございますから、次回からは、そのような配慮をよろしく願っていたと思います。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第27号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

ページは10ページになります。7款、商工費、1項、3目、観光費、町家水廻り工事について、お伺いいたします。まずは、この町家でございますけども、利用面、それから、維持管理面の観点でお聞きしたいのでありますが、まず、今回の工事につきましては、町家全体の配置から見まして、どういう施設配置になるのか、お尋ねします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

**総務企画課長（山下弘司君）**

お答えいたします。

建物自体の構造をいじるということではなくて、奥側にある旧台所のような場所のようなどころがあるわけですが、そのところに流し台と、それから、あと、トイレ等です。ね、男女のトイレ等を整備する形の内容になってございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

山崎委員。

**山崎邦廣委員**

それでは、まず、この利用面についてお伺いしたいのでありますが、今回、入口から見て、やや奥の方の場所ということでもあります。いろいろな利用面から考えますと、いろいろな観点があるわけですが、まず、事故防止、つまりいたり、滑ったりが考えられるわけで、そういった事故防止、それから、荷物を、ちょっとした手荷物を持たれている方が利用する場合の荷物置き台、使いやすさになるかと思いますが、それから、場合によっては、特に夏の時期ですと飲み水、それから、女性の方の化粧の場とか、そういった多面的な機能の面でも考慮する必要があるのではないかと、多様な人たちが集まる場所であると思いますので、そういった多面的な機能の部分、それと、お年寄りの方、それから、子どもさん、それから、場合によっては身体の不自由な方もおいでいただける、そういった方たちの利用の面での配慮ということも必要になってくるかと思いますが、こういったところでは、どのように考えておられるのか、お聞きいたします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

総務企画課長。

**総務企画課長（山下弘司君）**

お答えをいたします。

今回の改修は、これまで様々なクラフト市とか、それから、あと、ひなまつりの際の飾りの展示だったり、それから、あと、いろんなワークショップ等々で活用してきているわけですが、その中で一番多かった要望として、その水廻りとトイレ等の関係の要望があったところではございまして、3月の総会等の際には商工会さんの方からの意見としても、そういう部分がございまして、そういったことを受けまして、今回は水廻りのです。ね、工事をさせていただくという形で考えているものでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

山崎委員。

**山崎邦廣委員**

必要性につきましては私も十分理解をしております、遠藤邸を利用する、あるいは

クラフト市等、そこに出品をされている皆さん、JRバスの方のトイレをよく利用しているのを見かけております。こういった整備は大変重要な、大切な工事であると思っておりますが、で、あるからには、やっぱり、いろんな観点で検討して、なるだけ良いものをということが必要になってくるのではないかと、特に明るさを考えますと、やっぱり足下も含めた、先ほども申し上げたのですが、事故がないようにというところが必要であると思っております。

そして、また、もう一つは、維持管理の面でお伺いしたのですが、電灯のスイッチを入れたり、点滅、それから、水の節約、センサー等あると思うのですが、そういったところ、それから、清掃、清潔の保持、そういった部分の、細かい話になってしまうのですが、すけども、例えば、そういったものを、施設を維持管理するための必要な資材の備え付けとか、そういうのが必要になってくると思うのですが、維持管理の面ではどのように考えているのでしょうか、お尋ねします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

施設と申しますか、町家の使いやすさという形から申しますと、今ご意見いただいたとおり、いろんな部分で、ちょっと明るさの問題だったりあるかもしれませんが、一方で、今の町家の良さという申すかね、そういう部分を活かした活用というようなことでのご意見もいただいている部分もございますので、そういった部分を含めながら、今ご意見いただいた部分は今後ですね、検討させていただいて、変える部分は変えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

よろしくどうぞお願ひしたいと思っております。

最後にもう1点お尋ねしますが、今回の水廻りの工事の必要性については先ほど申し上げたとおりであります。町家をより使いやすいように整備をするわけですが、そういった事業を通じまして、町の活性化にどのようにつながるかというところも大切な部分ではないかと思っておりますが、その活性化につなげる、あるいは、その見直し、見込みについてはどのようにお考えでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

**総務企画課長（山下弘司君）**

活用の方法という形の部分で、今年の3月に取りまとめました、まちなかエリアビジョンがございまして、その中に、この町家の施設は核になる施設になってございますので、そういったことで、町の活性化に欠かせない施設だという認識を持っていますので、今後、町といたしましても、葛巻観光地域づくり協議会、それから、あと、まちなか検討部会等において、まちなかのエリアの活性化につなげる利活用についてですね、さらに検討しながら、中心部を一体に活性化を図れるような取り組みを進めていきたいと考えております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ほかに。姉帯委員。

**姉帯春治委員**

10 ページの茶屋場田子線の開通記念実行委員会ということになっていますけども、この中身について、お知らせいただきたいなと思っています。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（中山優彦君）**

お答えいたします。

実行委員会の中身についてということでございますけれども、少しだけ、事業の進捗状況等について少しだけお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今現在、皆さんも見ていただいているかと思っておりますけれども、舗装工を残すのみの状況となってまいりました。これから合材等の供給がスムーズにいくと、8月の中旬には全ての舗装が終われるのかなというふうに考えております。これに関連して、附帯工事等も若干あるわけでございますが、これも8月下旬までには終了できるというふうな見込みで今考えているところです。そうしまして、9月中旬に向けて、その供用開始をしたいなということで考えているのですが、9月中旬過ぎに秋まつりがございまして、こちらの方の秋まつりに融合させた形で式典なりパレード等ができないものかということで考えているところでございます。それに、その式典等に必要な経費ということで、今回は提案をしたものでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

姉帯委員。

**姉帯春治委員**

まず、長年の夢でもありました、このバイパスというのが8月頃完成になるということで、本当に喜びだと思っております。ただ、私も何回か入口、出口見ましたけども、



どうでしょうか、茶屋場の信号が、もし赤で、そこから発進するには安全性が考えられるのかなと思っていますけども、もし青で、そのままバイパスの方に向かうと、ちょっとカーブのところがきついのではないかなと、こういうふうに考えられます。ですので、できればグリーンテージの入口の信号を過ぎたあたりから、何枚も看板を出した方がよいのではないかなと考えております。それと、あとは、もし使ってみて悪ければ考えていただきたいと思うのは、その出口の方の右カーブの小さいカーブのところに出ますけども、眺めてみますと、奥にちょうど役場で倉庫を建てた大きなカーブがありますけども、そのこのところにまっすぐ行くと、大きい車が便利がいいのかなと感じて見えますけども、その点については、どういうふうに考えていますか。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（中山優彦君）

ただいまの質問ですけれども、まず、茶屋場交差点側の線形がきついということで、看板の設置等を行った方がいいのではないかとということ、それから、出口の役場裏の方の、現在、格納庫の脇に物置をつくっているあたりのカーブがきつく、そこにまっすぐ持っていった方がいいのではないかとというような話だったかと思えますけども、まず、茶屋場交差点側の方は、これは、もう、そのとおりでございまして、曲線の半径というのがありまして、これが40ということで、結構きついということで、設計速度30キロというような、緩やかな設計速度によって設計の方を行っておりますけども、今現在、その誘導標識だとか、あとは注意喚起の標識だとかを設けて安全対策を図ろうということで考えているものでございます。それから、出口の方のカーブにつきましては、茶屋場田子線の改良が終わりましたら、引き続き、役場裏から中学校を經由して田子の国道281号線につなぐ歩道整備を行おうということで計画があるわけですが、今年度、その概略調査が入っておりますので、その概略調査の中で、それらのカーブですとか、田子側の281号の取り付けだとかの線形等も考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

まず、これから進めていく部分があるようでございますので、あとは、ほかの近隣の市町村では、まちなかをほとんど通っているのが、そういうバイパスが通った中で、今度、県道の変更がないのか、町管理になるのか、今までのとおり町の中が県道になるのか、またはバイパスが県道になるのか、そこは、はっきりしてもらわなければならないし、また、近隣の市町村で大きな事故があります。というのは、初めて入った人は、こういうふうな標示のとおりだなと思っていますけども、前は、ここは県道で優先だとい

うことで、一時停止もしないで入って、突っ込んでくる大きな事故が近隣の中であったはずですので、そういうことについては、どういうふうに進むわけですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

茶屋場田子線が供用開始になって、現在の281号線の方はどのようになるかというような質問と、事故の対策ということの2点というふうを受け止めておりますけども、まず、基本的に国道、それから、町道としての、将来的に現在の茶屋場田子線を国道にするだとか、そういうふうな具体的なことは今の状況では考えておりません。27年度に交通解析ということで、どちらに、どのような車が通るかというふうな解析をしております。茶屋場田子線側、それから、現在の国道側、両方ともですね、3,000台程度の車が通るだろうということ、どちらの道路についても片方に偏った通り方をするだとかというふうなことはない状況になるだろうというふうなことで考えておりますので、現在の形そのまま残る形となります。それから、大きな事故が、そういうふうな安全対策はということですが、これから公安委員会の方とですね、茶屋場田子線側については一度、着手前に相談をいたしまして、条件等をいただいて今の道路となっております。今後は、その状況によってですね、これも公安委員会の方でスピード制限の標識を設けるだとか、一時停止を設けるだとかというのは考えていくようになるかと思っておりますけども、その辺も公安委員会とうちの方とでも協議をしながら、安全対策を図っていきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず、せっかくの願ってもないバイパスが完成になるはずですので、できれば喜んで利用してもらえるように、いろんな方々とも相談をしながらやっていければなと思っていますので、その点については、これからもよろしく願いしたいなと思っています。終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

12ページお願いいたします。12ページの公債費の関係でございますが、今回、この繰越金を財源とした繰上償還、私、記憶では初めてではないのかなど、このように思っております。起債を重ねてまいりますと、もう膨らんでいきますので、なかなか、次に起

債を導入する際にも、なかなか大変なものがあるかと思っておりますが、今回、このように任意での繰上償還金を計上したことは、私は一定の評価をしているところでございますが、それを前提にして質疑をさせていただきますが、こういったような、この繰上償還、考えられるものとするれば、繰越金が出た際に、このような方法をとるのか、あるいは、もう一つには、町債の減額基金を基にした、このように繰上償還をするか、こういったようなものが考えられるわけですが、これまでは、どちらかと言えば、この繰上償還あまりやってこなかったのではないのかなど、そのようにも感じておりますが、今後、こういったような繰上償還、どのような形で繰上償還をして、実質公債費とか、公債費比率を抑えていくか、そして、また、この大型事業等が導入されて、どんどんと増えていくわけですので、ほとんどですね、町債の減額基金を基にした、こういったようなものは私は最近では記憶がないわけですが、そういったような事情はどのようになっているのか、まず、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回の繰上償還でございますが、これまでも平成30年、昨年度に一般会計の部分におきまして実施をしております。それは、平成23年度に借り入れた臨時財政対策債でございますが、それを繰上償還しているというのが昨年度でございます。それから、平成19年に簡易水道会計におきましても繰上償還をいたしているところでございます。経緯といたしましては、これまでは、そういう繰上償還を2回しているということをお答え申し上げたいと思っております。

それから、これまででございますが、地方財政法の規定によりまして、剰余金の2分の1を積立金、あるいは繰上償還に充てなければならないというような規定に基づきまして、これまでは純繰越金の2分の1以上ということになるわけですが、基金の積み立てにしてきたところでございます。それは、先ほど柴田委員さんからもありましたように、当面考えられる公共施設の更新ということで、葛巻病院の新病院の建築であったり、あるいは葛葉荘、それから、役場庁舎という、そういう整備を抱えているということと併せまして、水道の施設の老朽化等々もございまして、そういう施設の更新が一斉にといいますか、そういう状況に入るということ等を踏まえながら、公共施設あるいはインフラの整備に充てる目的で、併せて、公共施設の整備基金中心に、これまで積み立てをしてきたというような経緯でございます。

この積立金でございますが、そういう目的で、そういう形の中で、公共施設整備基金を29年で3,270,000,000円ほどに確保することができたという経緯が、これまでに純繰越金を主に公共整備基金に積み立てたことによりまして、そういう公共施設の更新に向けた、ひとつの備えといいますか、そういう蓄えをしてきたというのが、これまでの対応であります。

そういう中で、これから考えられますことは、今は、昨日もいろいろお答えしているわけですが、公共施設の整備をしまいにありますと、起債制限、実質公債費比率がどっと上がってくるという、今、30年度で6.3になっておりますが、今後さらに葛巻病院の整備の償還等も始まってまいりますし、それから、水道の事業等につきましても、そういう状況に入ってくるという状況もございますので、どうしても、この起債の実質公債費比率が上がってくるというのが実態でございます。そうしますと、今の時点で考えますと、予測いたしますと、令和9年が、そういう面でのピークになってくるということで予測しておるところでございますが、その実質公債費比率が18になりますと県の協議が必要になってくるということ、そして、また、25になりますと、その起債の制限が、借入れが制限されるという、そういう状況になっていくものでございますので、どうしても財政運営上18にならないような対策も今の時点で講じていかなければならないというような、そういう考え方の中で、これまで純繰越金の2分の1の部分を公共施設整備基金等に積み立てをしてきたところでございますが、これから、今後につきましては、そういう事態等も踏まえながら、繰越財源といいますか、繰上償還の財源として、今後はその2分の1の部分は充当していかなければならないと、今回も、そういう考え方で繰越金を、純繰越金の、その財源として、約2億になるわけですが、充当しているというのは、そういう考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

中身は大体分かりました。ただ、町債の減債基金、この活用をもっと図りながらですね、もう、できる限り公債費比率を高めないように感じて運営することも一策ではないのかなど、そうでなければ、町債の減債というふうになっておりますから、この済ましていく基金でございますので、こういったような制度がせつかくあるわけですから、大いに活用しながら公債費を抑えていく方法、こういったようなことも、ぜひ考えていただければなど、このように思っております。今回はたまたま繰越金というふうなことでありますが、こういったようなことも、できれば計画的に当初予算などで予算措置などすべきと考えますが、この町債の減債基金の活用については、いかがでしょうか。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

起債の繰上償還に代わるといいますか、減債の基金があるわけですが、今6億ほど、その基金に積み立てをしているところですが、これにつきましては、現在繰越金を、純繰越金で基金に積み立てるか、あるいは繰上償還するかという、その充当の考え方があるわけですが、そういう中で、まず、基本的に毎年確保できる繰越

金の2分の1を当面、その繰上償還に充てながら、状況を見ながらでございますが、どうしても基金に今6億ほどでございますので、これにつきましては状況を見ながら、さらに、その減債基金も活用しながら、先ほど申し上げましたような基準を超えていくような、その指数にならないように抑えていかなければならないと、このように思っておりますので、まず、第1弾といたしましては、繰越金の2分の1以上の財政上の基準に合わせて、その繰越財源としていくという考え方、そして、また、状況を見ながら、減債基金を活用していくという2弾の考え方の中で、その財政指数をしっかりと健全な指数に持っていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

事情は分かりました。ただ、繰越金を財源とすることは、繰越金そのものが多かたり、少なかたりするわけですね。こういったようなものに繰越金の場合は充当できる、その純繰越金があればいいのですけども、ない場合も想定されますので、やはり、そういったような意味では、町債減債基金620,000,000円ほどあるようでございますけども、両方を見ながらというふうなお話のようでございますが、制度を活用することが私は一番重要なことだと思いますので、こういったような視点も考慮して、この繰上償還を図っていくべきだと、これは私の意見ですので、はい、そのように私は思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第27号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第28号、葛巻町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回は消費税絡みでの条例改正のようでございます。今回、条例改正、関連として議案28号、29号が一体的なものと思っております。こういったような中で、今回この条例の中で一番使用料が多額となる条例がどの部分になるのか。そして、この全体の消費税関係で、この増額となる金額的なものは、どの程度に想定しているものか。あと、こういったようなものの補正予算もあとで出てくるのかどうか。その見通しについて、お伺いをいたしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

今回の使用料等の改正によりまして、一番大きい影響があるというのですね、水道事業の使用料等の関係がございまして、これが一番大きくて、1年間ですと約2,200,000円ほどの増額になるような形です。そういった部分が一番大きい形になります。それから、あと、今後の改正の予定ということでございまして、水道等の事業等の関係の部分は、今回は改定のあれは、改定ではなくて、予算の上程はしていないわけですが、今後ですね、改正する予定で、補正を上げる予定でございまして。失礼しました。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

この消費税絡みで一番大きいのは水道関係の2,500,000円くらいというようなお話を聞きました。これは全体ではどのくらいの額になるのでしょうか、お知らせください。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（山下弘司君）

今回の改正で、全体では3,000,000円くらいですね、影響額になる予定です。ただし、今年度は消費税の改正が10月1日からの予定になっておりますので、その半分で、今年度は1,500,000円くらいの影響額かなと、そういうことで見込んでおります。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号、葛巻町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第28号、葛巻町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第29号、葛巻町立社会体育館条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号、葛巻町立社会体育館条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第29号、葛巻町立社会体育館条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第31号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第31号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、認定第1号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

まずは、病院が新しく建築されまして、現在この決算が出てきたわけでございます。



現在の、まず、経営状況ですね、このままの経営状況でいきますと、病院の毎年毎年の、この程度でしたら、どのような経営内容になるのか、その見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

お答えさせていただきます。

経営状況ということでございますが、まず、今年度に入ってから状況ということで、お答えさせていただきたいと思いますが、前年度同期と比較いたしまして、現時点では入院収益ですが9,000,000円増となっております。これにつきましては、4月から稼働した地域包括ケア病床の収益増ということで、増になっておるものでございます。このまま順調に推移すれば、医業収益については前年度を上回るのではないかなと現時点では見込んでいるところでございますが、医業費用のところ、現金を伴わない減価償却費分というのが出てきておりましたので、なかなか厳しい状況には変わりはないかなということを思っております。そういった面がございますので、様々な経営努力をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

決して、この30年度の決算での医業収益では、新病院とすれば、もの足りないなど、このようにも思うわけですし、今後の経営状況にも、ものすごく私は影響されるのではないのかなと、やはり、こういったような中身をどのように検討していくかが大きな私は課題ではないのかなと指摘をしておきたいと思います。それから、また、病院建築に関わる、26ページ、決算書、企業債の明細書がずらりと、このように並んでいるわけですね。こういったような、現在はまだ償還金が始まっていないわけでございますけども、これが、実際に元金が償還になるというふうな時期にすれば大変なことになるのではないのかなと心配しているものでございます。それで、この企業債の明細、いつがピークになってくるのか、そして、これが償還になる際には、こういったような償還も大丈夫なのか、その見通しについても、お知らせをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

お答えさせていただきます。

元利償還金のピークということですが、元利償還金につきましては、27億円ほどの償還額が見込まれているところですが、今後の償還状況の推移ということですが、今年度から令和3年度までが81,000,000円から82,000,000円程度で推移いたしまして、新病院建設に係る建物本体分の償還が始まる令和4年度が償還のピークで137,000,000円になるものですが、その後につきましても、令和9年度までが1億円台の償還、さらに27年度までが90,000,000円台、最後、病院建設分の償還ということになりますと、28、最終、令和29年度が60,000,000円から30,000,000円というふうな形で推移していくものですが、したがって、その長期にわたっての多額な返済ということになりますので、毎年度の収入を如何に確保していくかということが非常に重要であると思っております。そのためにも様々な経営効率化といった取り組みを進めなければなりませんので、院内で引き続き議論しながら、より良い経営に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大きな金額ですのでですね、周到的な償還計画が必要かと思っておりますので、さらに内容を吟味して、この償還に備えていただきたいなと思っております。また、8ページには損益計算書が出ております。この中で、当年度の純利益が50,000,000円ほど計上されているわけです。中身については、あまり申し上げにくいわけですが、当年度50,000,000円出た、この純利益の要因は何なのか。それから、また、来年度も、最低でも、このくらい純利益が出てくるものかどうか、その見通しについて伺いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

お答えさせていただきます。

今年度の決算の50,000,000円の要因ということですが、まず一つに、過年度損益修正益のところから長期前受金修正というものをしております。これが298,000,000円ほどでしたが、建設等に係る財源、補助金等を負債の繰延収益の長期前受金に計上していたものですが、新病院建設の事業が完了したということに伴いまして、その内容を改めて精査いたしまして、今回、収益化したという部分でございます。この部分等がありましたので、最終的には50,000,000円という黒字になったところですが、今年度の状況ということですが、今回のような大きな修正というものは、収益化というのはございませんので、なかなか経営上は厳しい見通しではございますが、今年度から導入した地域包括ケア病床等の運用、あるいは地域連携

室等の運用を図りながら、収益の改善に努めてまいりたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

楽な見通しはないようでございますので、こういったような病院の経営戦略というような形での何か計画書などを作ってですね、対応していかなければダメだろうなど、このようにも思っておりますが、そういったような計画性のある経営戦略的なものがあれば、お知らせをしていただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

お答えいたします。

改革プランということで、その前に作成しておりました。32年度までの計画ということで計画しているものがございますが、若干、計画がですね、実際とちょっと乖離しているような状況にもなってきてございますので、そういった改革プラン等の見直しをさらに図りながら、計画的な経営といったものに努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ぜひですね、いろいろな角度から経営検討をさらに推し進めていただければなど、このように思っております。最後に、一番重要なところでございますが、医師確保対策について、見通しですね、切れることのないよう、やはりお医者さんなくして病院があり得ないわけでございますから、医師確保対策についての見通しについて、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

医師確保の部分でございますが、昨年度から今年度にかけて医師が定年退職ということで1名減となっているような状況でございますが、今残っている医師でいろいろ頑張っていたいただいているところでございますし、あと、今年度につきましては、毎週、岩手

医大の外科医師から当直の応援に来ていただいている状況でございまして、さらに、その翌日の診療についても当たっていただけることとなって、4月から運用しているところでございます。今後につきましても、医師確保という部分につきましては様々な機会を捉えて、診療にですね、町民サービスの低下にならないように確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第1号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時01分）

（再開時刻 11時15分）

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第9、認定第2号、平成30年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

25ページ、26ページですが、ここに企業債の明細書がこのように載っております。こちらの方の償還、特に江川地区の償還、もう始まっているのかどうか、ちょっと分かりませんが、いつから、この元金の償還が始まってくるのか。それで、あと、全体のピ

ークとなる時期はどのくらいなのか、その見通しについて、お伺いをいたしたいと思えます。ピーク時のあと償還額がどのくらい見込まれているものか、お知らせいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

お答えさせていただきます。

企業債の、特に江川地区の元金償還はいつ頃からかということと、あと、全体のピークになるのはいつ頃かということの質問と受け止めておりますけども、まず、江川地区の水道事業の償還につきましては、今年度から始まっております。全体のピークになるのは令和6年ということで見込んでいます。償還の金額でございますけれども、全体の金額で申し上げますけれども、110,000,000円ほどの償還額となっていくものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次に、8ページに損益計算書が出ております。当年度の純損失として43,000,000円ほどの額が計上になっておりますが、こちらの方の純利益となり得るような形での会計には、どのような工夫をなさるお考えなのか、お伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

お答えさせていただきます。

純利益とするには、どのようなことを考えているかということの質問と受け止めておりますけども、30年度末の決算におきましては、こちらの資料にありますとおり110,000,000円ほどの、お金にすれば、それくらいの黒だったということですが、令和元年度になりますと、見込みではプラスマイナスゼロ、それから、令和2年度以降についてはマイナスの方に転じていくというようなことで見込んでおきまして、今年度、経営戦略策定ということで、総務省の方からの義務づけと申しますか、そういうふうなものがございまして、32年度までに、その策定をなさいということで、当町におきましては1年前倒しで、その策定を今やろうとしているところでございまして、その策定にあたって、いろいろと、そのあたりのことも慎重に見込んでいかなければならないということで、今後その策定にあたって、いろいろと検討していきたいと思えますので、

そちらの方が整い次第ご報告できればと思っておりますので、ご理解いただきたいと思  
います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

現在のですね、給水収益、これ以上増える、増額になる見込み、そういったようなも  
のがお持ちでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまの質問は、給水収益は増える見込みがあるかというような質問だったでしょ  
うか。給水収益につきましては、残念ながら、人口減少のこともあるかもしれませんが  
ども、これからは増える見込みというのは、ちょっと残念ながら見込めない状況でござ  
います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

例えば、今、増える見込みがないというふうなことです。そうしますと、これが増  
えなければ、営業費用もそれなりにかかってくるわけですので、そうしますと、どのよ  
うな展開になるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

今現在の状況で推移すると、収益が増える見込みがないという状況でございますけれ  
ども、今後考えていかなければならないのはですね、やはり、ここを増やすためには、  
何と申しますか、方法としては料金の値上げだとかですね、そういうふうなことも考え  
ていく時期になってきたのかなということで考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

使用料金のことにも、ちょっと今触れたようでございますが、現在、当町の水道使用料金、これは他町村に比べてどのような位置にいるのか教えてください。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（中山優彦君）**

料金におきましては、今現在1,728円の基本料金だと記憶しておりましたけれども、この金額といいますのは、県内でも22、23番目だったと思いますけれども、決して高くはない、むしろ低い方の使用料ということで、高い町村ですと5千いくらを徴収している町もあるようでございまして、当町といたしましては、いきなり、そういうふうなこともできないでしょうし、もし、そこを改正していくとなれば、段階的に進めていかなければならないのではないかなというふうにございまして考えているところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

なかなか水道事業についても、その運営の厳しさが、企業会計になってから、ますます厳しさが増しているような感じがするわけですが、先ほどお話ありましたとおり、経営戦略を作らなければならない。こういったようなことで、この中にも出てくるでしょうが、この経営戦略は期限があるようでございますが、早めに作らなければ、これも効果が、なかなか対策が打ち立てられないだろうと思っておりますが、この経営戦略はいつ頃策定されるのでしょうか。その見通しについて、お伺いをいたしたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（中山優彦君）**

今現在この経営戦略の方を進めているところではございますけれども、今年の5月ですね、厚生労働省の方の水道料金に関する検討会のようなことが開かれました。こちらの方では、公平な水道料金をいただくには、どのような方法だとか、そして、また、どれくらいの金額が妥当であるかなどの検討会でありまして、ガイドラインの案ということで示されているようでございます。このガイドラインの案という、今現在、案なわけでございますけれども、今年中に、このガイドラインの方を示されるということでございますので、それらを基にいたしまして、できれば今年度内に、その経営戦略を策定したいなというふうにございまして考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今年度中を目標にするというふうなお話でしたが、ぜひ、そのような方向で作成をいただいて、こちらの方の決算にも反映させていただければなど、このように思っております。このような、ますます水道事業会計、厳しさが増しているようでございますが、このような厳しさの中でも、その次の建設改良、馬淵川流域の水道ですね、こういったようなものに取り組んでいかなければならないだろうなど、このように思っておりますが、この馬淵川流域の建設工事の着工の見通しは、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、私の方からお答え申し上げますが、まず、施設整備につきましては、江川簡水であります。平成30年度の事業で繰り越して、今回6月であります。全てを完成しているという状況になるところであります。その中に、今お話ありますように、他の施設の老朽化も進んできているという状況もございまして、そういう中では、引き続き、更新といいますか、工事も取り組んでいく必要があるということは認識しているところであります。先ほど委員からお話ありますように、さらに、この大事業を続けていくという前に、一定の見通しをしっかりと持ちながら、今の経営戦略の部分、来年度までの義務づけになっているわけですが、今年度、策定もしながらありますけれども、その現在の経営の分析、あるいは将来の負担の推計といいますか、こういったふうなものもしっかりとしながら、併せて、そうしますと利用料金の設定といいますか、それらも組みながら、全体的な計画をしっかりと持ちながら次の計画を進めていかなければならないと、このように思っておるところでございます。いずれ、その他の施設も50年以上経過している状況もございまして、そういう中では、その調査といいますか、その期間をあまりかけるということではなくて、一定の期間の中で、そういう方向性を見出しながら、この老朽化している施設の整備についても方向性を示していかなければならないと、このように考えているものであります。現段階で何年からという目途が立っているという状況ではございませんが、いずれ、今年度の戦略等を踏まえながら進めていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員



馬淵川流域の水道の建設改良工事、非常にこちらの流域の方々、長年、早く老朽化を解消してもらいたいなというような要望が出ているわけですね、こういったような期待にも応えなければならない、そして、また、安全で安心な水を飲んでもらう必要があるだろうと、このように思っております。馬淵川流域の方々は、今度は自分の地域に改良工事が来るんだなというふうな期待もあるわけです。こういったような実現についても一層の努力を求めて、私の質疑を終わります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号、平成30年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第2号、平成30年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、当局の方々は退席していただいて結構であります。

（当局退席）

次に、日程第10、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを、議題とします。

この案件は、全国過疎地域自立促進連盟から各都道府県議会議長会を通じ、意見書を提出する旨、依頼のあったものであります。

ここで、依頼文書の朗読を求めます。

議会事務局長。

#### 議会事務局長（触沢誉君）

この案件につきましては、令和元年5月14日付けをもちまして、全国過疎地域自立促進連盟、川手晃専務理事より岩手県町村議会議長会会長へ依頼があったものでございます。

それでは、朗読させていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について（依頼）、本連盟では、過

疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効することから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化されるよう、新たな過疎対策法の制定に関する要望を国会及び関係省庁へ要請活動を行っているところです。

また、要望の実現のための実行運動方法としては、会員一丸となって地元選出国會議員等への要請活動などを通じ、国会並びに政府に強力に働きかけているところです。

つきましては、今後開催されます町村議会におきまして、地方自治法第99条の規定に基づく新たな過疎対策法の制定に関する意見書及び国会への請願書の提出についてご協力賜りますよう、貴会より貴管内関係町村への働きかけのほどお願い申し上げます。以上の内容でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長の朗読が終わりました。

ここからは、委員各位からご意見を伺いたいと思います。ご発言の方、お願いいたします。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

過疎対策法につきましては、当町全域がこの対象になっているわけでございます。例えば、一番早い話としますと、この指定を受けなければ過疎債の特定が受けられないわけでございますので、こういったような過疎対策法の振興によって、当町がすごい恩恵を受けてきた経緯がございますので、これが引き続きなることによって、また、まちづくりに大きな貢献をしていただけるものと、このように思っておりますので、私は、この新たな過疎対策法、ぜひ制定をしていただき、まちづくりのために大いに、こういったような対策法が活動できるようなことで、ぜひ、そのような意見書を取りまとめたいただきたいというふうなことで、よろしく願いをいたしたいと、このように思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ありがとうございます。

ほかに。

（「なし」の声あり）

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は、起立によって行います。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、意見書を提出することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、意見書を提出する

ことに決定しました。

お諮りします。

ただいま、意見書を提出することと決定した、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてに関し、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第1、発委第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを、議題とします。

発委第2号について、朗読を求めます。

議会事務局長。

#### 議会事務局長（触沢誉君）

それでは、朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書、過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、安倍晋三殿。総務大臣、石田真敏殿。財務大臣、麻生太郎殿。農林水産大臣、吉川貴盛殿。国土交通大臣、石井啓一殿。以上でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会議務局長の朗読が終わりました。

委員各位からご意見を伺いたと思います。ご発言の方、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

今の内容でよろしいでしょうか。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、7月12日の最終本会議において、委員会発議することに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でした。

（閉会時刻 11時41分）